

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に雇用され、精神科医として就労していた。

請求人によると、平成〇年以降、従前2人で担当していた業務を1人で担当するようになり、業務負担が増大するなか、同僚から継続的にひどい嫌がらせを受け、平成〇年以降は嫌がらせが更にエスカレートし、上司に改善を要望するも、職場の協力が得られず、平成〇年〇月〇日に退職を強要された結果、同年〇月〇日から欠勤に入ったという。また、平成〇年〇月に復職するも、職場環境が改善されなかったために病状が更に悪化したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「気分障害—うつ病エピソード」と診断された。また、平成〇年〇月〇日、同クリニックにおいて「適応障害—抑うつ状態」と診断された。なお、請求人は、自身の勤務先である精神科に平成〇年〇月〇日から受診しており、診断名は不明だが、診療録に不眠、抑うつの記載がある。また、診療費報酬明細書の記載によると、平成〇年〇月〇日には「うつ病」と診断されている。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、こ

れらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月には、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的意見等に照らし、専門部会の上記意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 特別な出来事について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）に

において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 特別な出来事以外の出来事について

請求人の業務による出来事に係る主張について検討し、判断すると以下のとおりである。

ア 複数の同僚医師から、人格否定発言や嫌がらせを受けたとの主張について

(ア) 請求人は、平成〇年頃から、D医師、E医師及びF医師等の同僚医師から、人格否定発言や嫌がらせを受けた旨主張しており、同主張については、認定基準別表1「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討すると、以下のとおりである。

(イ) 請求人は、D医師から、「こんなやつと一緒に給料なんておかしい。」「ふざけるな、お前より稼いでいる（病院の売り上げに貢献しているとの意）のに、なんでお前なんかの頼みを聞かなければならないんだ。」等の発言を受けた旨、また、E医師から、「発達障害」と称されたり小馬鹿にするような言動をとられた旨、さらに、F医師から、「子供がいる医師は足手まとい。」「使えない。」と言われた旨述べている。

そこで、まず、D医師の上記発言についてみると、事業場関係者の申述等によれば、確かに、D医師は、同僚医師らに対し、かねがね自身の処遇について不満を表明したり、自分の担当していない病棟の批判をしていることが認められ、また、請求人に対しても、そのような不満や批判を表明していた可能性はあるものと認められる。しかしながら、D医師の上記発言は、あくまで同医師自身の処遇についての不満や事業場に対する不満にすぎないものであって、請求人個人に対する批判や嫌がらせを行ったものではない。

次に、E医師及びF医師の上記発言についてみると、E医師は、何かにつけて「発達障害」という言葉を多用すること、F医師は、同僚に対して「使えない。」という発言をすることがあるものと認められるが、請求人自身もこうした発言について、「私の中では気にせずにいられる程度のも

のでした。」と述べており、強い心理的負荷をもたらすものであったとは判断し得ない。

(ウ) また、請求人は、D医師、E医師及びF医師等の同僚医師らは、結託して請求人に対し嫌がらせをした旨述べているが、請求人とG医師とのメールをはじめとする本件の一件記録を精査するも、同僚医師らが結託して請求人に対して嫌がらせをした事実は認められない。

(エ) 以上のことから、請求人が同僚医師らとの人間関係に不快感を覚えていたとは推認されるも、同僚医師らから請求人の人格を否定するような言動は認められず、また、同僚医師らが結託して請求人に対して嫌がらせをした事実も認められないことから、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ D医師と患者の転棟をめぐるトラブルがあったとの主張について

請求人は、平成〇年以降、D医師との間に患者の転棟をめぐるトラブルがあった旨主張しており、この主張については、認定基準別表1「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討する。

まず、H元看護師長は、「C4病棟のD先生から、施設された保護室から出たばかりの患者を、A2・3病棟で受け入れてほしいという話があり、I先生と私が、さすがに保護室から出たばかりの患者を開放病棟に転棟させるのはリスクが高すぎると主張したことがありました。」と述べていることから、患者の入院方針の決定という業務をめぐる方針等について、請求人とD医師との間に考え方の相違があったことは認められる。

この点、請求人は、同トラブルについては、J看護師長は把握している旨述べるも、同看護師長は、そのようなトラブルがあったとは認識していない旨述べている。また、G医師及びJ看護師長は、この種の決定は、担当医師だけでなく、病棟師長やソーシャルワーカーなど他職種の話合いで決定されるものであるとしていることに鑑みると、請求人とD医師との間に患者の転棟をめぐる考え方の相違があったことは認められるものの、両者の対立が顕著なものであったことを認める申述や証言はなく、当審査会としては、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ A2・3病棟の担当医師の減員について

請求人は、平成〇年〇月から同年度末にかけて、A 2・3病棟の担当医師が減員されたことを契機として、請求人が一人体制になったこと及び仕事量が増加したこと等を主張しており、この主張については認定基準別表1「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとみることができる。

この点、事業場の年報等からは、平成〇年〇月、急性期病棟の拡充等を含む病棟組織再編により、A 2・3病棟が、同病院内で唯一の慢性期開放病棟と位置付けられたという変化が認められる。また、同年報からは、A 2・3病棟の人員配置については、平成〇年度は、K診療部長及び請求人の2名体制であり、平成〇年度は、請求人を主担当とし、L医師及びM医師がサポートする体制になったという変化が認められる。さらに、A 2・3病棟の入退院数等のデータをみると、平成〇年度は、平成〇年度（前年度）に比べて、患者の入院数、退院数、転入数及び転出数のいずれも増加していることが確認できるとともに、G医師とのメールには、請求人が「A 3一人で切り盛りしてる」との記載が認められる。

以上のことから、請求人の責任は重くなり、仕事量が増加したことは事実であると認められる。

しかしながら、平成〇年〇月から同年度末までの給与明細をみると、時間外労働時間は一切認められず、また、請求人自身も残業はできなかった旨述べていることからみて、請求人が、この時期に時間外労働をしていたとは認められない。さらに、請求人は、「ほぼ休憩も取らず、昼食も簡単に済ませ、トイレに行くのもガマンしながら仕事をしていました。」と述べているところ、仮に所定休憩時間の1時間を全く取得できなかったとしても、その時間外労働時間は1月あたり20時間程度であり、過重な労働であったとは認められない。

以上を総合すると、請求人の責任が重くなり、仕事量が増加したとの主張についても、認定基準別表1「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」における心理的負荷の強度を「強」と判断する具体例に相当するとは認め難く、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

エ よって上記アないしウから、評価期間における業務による心理的負荷は、

総合評価が「弱」の出来事が2つ、「中」の出来事が1つであるから、全体評価は「中」であって、「強」に至らないものと判断する。

なお、評価期間に係る請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

(5) 本件疾病発病後の出来事について

認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされている。

この点、N医師が、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「①平成〇年〇月〇日の前後、〇月〇日、〇日の間に職場の女性の同僚に悪くいわれ、情動不安定を増強、②〇月〇日の前後、〇月〇日、〇日の間、③平成〇年〇月〇、〇日、同月〇日の間ともに病院院長、事務長等と面談し、いろいろと叱責されたりして、また動揺、うつ状態悪化している」と述べているが、出来事を羅列した上で特段の根拠を示すことなく、当該出来事を本件疾病の悪化の原因にしているにすぎないことから、同意見書を採用することはできない。また、上記増悪したとする時期からおおむね6か月以内の出来事として、①平成〇年〇月にE1病棟に配置転換されたこと、②同月以降、G医師及びO医師からいじめを受けたこと等を主張しているが、いずれも認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」に該当するものとは認められないことから、当審査会としては、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(6) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因について

業務以外の心理的負荷及び個体側の要因については、特に評価すべきものは認められない。

3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。